

# 令和6年度 埼玉県電子処方箋活用・普及促進事業費補助金

電子処方箋を導入した医療機関(病院・医科診療所・歯科診療所)及び薬局に対し、システム改修など導入に要する費用を補助します。

## 申請期間

令和6年5月15日(水)から令和7年1月31日(金)まで

## 申請方法

- 電子申請システムによるオンライン申請  
詳細は県HPをご確認ください。

<https://www.pref.saitama.lg.jp/a0703/densisyohousen/01.html>



埼玉県 電子処方箋活用・普及促進事業

検索



## 交付要件

- 電子処方箋の導入が完了し、社会保険診療報酬支払基金が実施する電子処方箋導入に係る補助金(\* 以下「基金補助金」)の交付決定を受けていること
  - \* 保険医療機関等向け医療提供体制設備整備交付金実施要領(電子処方箋管理サービス)による補助金
- 電子処方箋の周知広報(\*)を実施すること
  - \* 電子処方箋の対応施設であることを医療情報ネット、施設ホームページ上で公表等

## 補助金額

	(1)電子処方箋管理サービスの導入	(2)電子処方箋管理サービスの新機能導入	(3) (1)(2)を同時に実施
大規模病院 (病床数200床以上)	上限 81.1万円 ※事業費486.6万円の1/6	上限 22.6万円 ※事業費135.6万円の1/6	上限 100.3万円 ※事業費602.2万円の1/6
病院 (大規模病院以外)	上限 54.3万円 ※事業費325.9万円の1/6	上限 16.7万円 ※事業費100.2万円の1/6	上限 67.6万円 ※事業費405.9万円の1/6
診療所	上限 9.7万円 ※事業費38.8万円の1/4	上限 6.1万円 ※事業費24.5万円の1/4	上限 13.5万円 ※事業費54.2万円の1/4
薬局	上限 9.7万円 ※事業費38.8万円の1/4	上限 6.4万円 ※事業費25.6万円の1/4	上限 13.8万円 ※事業費55.3万円の1/4

※上記県補助金と基金補助金を合わせて受けた場合、導入費用に対する補助率は、最大で 病院:1/2、診療所・薬局:3/4、大手チェーン薬局:1/2 となります。

## 注意事項

- システム事業者への連絡から電子処方箋の運用開始まで数か月、基金補助金の申請から交付決定を受けるまで1か月から2か月かかります。
- 交付要件(表面)を満たしていない場合は、以下「社会保険診療報酬支払基金 医療機関等向け総合ポータルサイト」をご確認いただき、お早めにご準備をお願いします。

「社会保険診療報酬支払基金 医療機関等向け総合ポータルサイト」

[https://iryohokenjyoho.service-now.com/csm?id=ep\\_top](https://iryohokenjyoho.service-now.com/csm?id=ep_top)

